

目達原 1 6 7 号建物他便所改修工事

件 名	目達原 1 6 7 号建物他便所改修工事				図面番号	1 / 1 3
図 名	表 紙				縮 尺	—
総務部長	管理課長	営繕班長	電気係長	給排水係長	管 財	担 当
陸上自衛隊 目達原駐屯地					作成年月日	R8

仕 様 書

- 1 工事名称
目達原 1 6 7 号建物他便所改修工事
- 2 工事場所
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野 7－1 陸上自衛隊 目達原駐屯地
- 3 概 要
(1) 建物内便器の洋式化（3棟建物、計14箇所）及びそれに伴う付帯工事
(2) 温水洗浄便座設置に伴うコンセント増設等
- 4 一般事項
(1) 本工事は、本仕様書、図面、公共建築工事標準仕様書、関係諸法規、監督官の指示に基づき誠実に実施すること。
(2) 図面又は仕様書に不明な事項、また疑義が生じた場合は、監督官と協議し、仕様書等に記載なき必要な事項でも技術上ものは請負者の責任において良心的に施工すること。
(3) 工事の際、建物及び物品等に損傷を与えた場合、請負業者の責任において原形に復旧すること。
(4) 現場の納まり等で材料・取付工法の軽微な変更は監督官の指示により行うこと。なお、軽微な変更に伴う請負金額の変更はないものとする。
(5) 本工事に使用する材料は、すべて新品とし、監督官の検査を受けた合格品のみを使用する。
(6) 工事完了後、作業場所及び周辺の後片付け及び清掃を実施すること。また、工事中であっても適時、整理整頓すること。
(7) 本工事では原則として官側の用水、電力の使用はできない。使用する場合は、仮設メーターを設置し使用料を徴収する。
(8) 工事に伴う発生材は、金属屑については駐屯地内の監督官の指示する場所に集積し整理する。また、金属屑以外の物については、請負者の責任において適切に処分すること。
(9) 請負者は、下請業者と工事下請負契約を締結、工事を施工して完成させる場合は、着工前に公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律に基づき、施工体制台帳等を作成・提出し、監督官の点検を受けるものとする。
(10) 本工事に際し、着工前、施工中、完成時、使用材料及び監督官の指示するところをカメラ（カラー）で撮影し、工事写真帳（A 4）に整理して監督官へ提出すること。なお、デジタルカメラの電子データ等は、検査終了後、請負者の責任において確実に消去するものとする。

- 5 特記事項
(1) 本仕様書及び図面記載寸法は、標準寸法につき施工に際して 細部を原寸確認し、各作業を実施すること。
(2) 工事日時及び、日程等については必ず監督官の許可を受けた後、実施すること。
(3) アスベスト含有成形建材は、湿潤後手ばらしで撤去すること
(4) アスベスト含有成形建材の除去作業を行うときは、床、壁の養生を行い、呼吸用保護具、手袋等を使用すること。処分については密封処理2重梱包とし、特別管理型処分とすること。
(5) 機械設備工事
ア 衛生器具設備の付属品及び水栓、洗浄管等の見え掛り部分は、ニッケルクロムめっき仕上げ(JIS H 8617)とすること。
イ 既存トイレブースに紙巻器等を取り付ける際は、補強等を行い設置すること。
(6) 衛生器具及び附属品の仕様は、器具表のとおりとする。
(7) 温水洗浄便座の機能は、温水洗浄機能、節電機能、脱臭機能、擬音装置、ビデ洗浄、便座フタ付とする。
(8) 本工事での提出書類は、監督官の指示による。

件 名	目達原 1 6 7 号建物他便所改修工事	図面番号	2 / 1 3
図 名	特記仕様書	縮 尺	－
陸上自衛隊 目達原駐屯地		作成年月日	R8